

鳥取港振興会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき、鳥取港振興会補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、鳥取港振興会（以下「振興会」という。）の鳥取港の利用を促進するための活動を支援することにより、地域産業・経済の発展を図ることを目的とする。

(補助金の対象事業等)

第3条 本補助金は、次に掲げる事業等に要する経費に対して交付する。

- (1) 国内及び海外で企業を対象に鳥取港のポートセールスを行う事業
- (2) 情報収集及び調査研究並びに要望活動事業
- (3) 広告宣伝事業
- (4) 民間企業、関係団体等と懇談会を開催する事業
- (5) 前各号に掲げる事業の実施に伴う事務局運営

(補助金の額)

第4条 本補助金の額は、前条に規定する経費の額に2分の1を乗じて得た額以下とし、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、毎年4月15日までに行わなければならない。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額

(実績報告の時期)

第7条 規則第12条の規定による実績報告は、交付決定を受けた年度の翌年4月30日までに行わなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第16条第4号で定める財産は、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

(提出書類の部数等)

第9条 この要綱の規定により市長に提出する書類は正本1部とする。

(雑則)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 26 日から施行し、令和 3 年度事業から適用する。